

上溝団地

## 添付資料5

# 土地の利用履歴等調査概要

令和3年5月

【目 次】

1. 調査対象地.....	1
2. 調査期間.....	1
3. 土地利用履歴調査結果概要.....	2
4. 地形・地質調査及び活断層調査.....	19
5. 浸水実績等状況調査.....	23

## 1. 調査対象地

- (1) 所在地 相模原市光が丘3丁目地内（対象地番は3（3）①のとおり）
- (2) 地目 宅地
- (3) 敷地面積 約 85,537.60 m<sup>2</sup>
- (4) 所有者 神奈川県

<調査対象地位置図>



地図データ出典：国土地理院

## 2. 調査期間

令和2年11月27日～令和3年5月11日

### 3. 土地利用履歴調査結果概要

#### (1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
登記簿等による土地利用履歴調査	調査対象地内の土地のうち、主な土地について、全部事項証明書、(移記)閉鎖登記簿謄本及び土地台帳(以下、この2つを合わせて「閉鎖登記簿謄本等」という。)を収集し、所有者の変遷、地目の調査を行った。
地図、航空写真による土地利用履歴調査	調査対象地及びその周辺地域の資料(旧地形図、旧住宅地図及び航空写真)を収集し、土地利用の変遷の調査を行った。
現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況の調査	調査対象地及びその周辺地域の現地調査により、現在の土地利用状況の調査を行った。
有害物質使用特定施設の設置や、管理有害物質の使用履歴等の調査	上記各種資料の確認及び現地調査により、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設の設置や管理有害物質の使用等の履歴についての調査を行った。

#### (2) 調査資料

調査資料	入手方法
全部事項証明書、(移記)閉鎖登記簿謄本	横浜地方法務局相模原支局 発行
旧地形図	神奈川県立図書館所蔵 旧地形図 及び 国土地理院近畿地方測量部所蔵旧地形図(閲覧) 確認
旧住宅地図	神奈川県立図書館所蔵 旧住宅地図 確認
航空写真	国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス 確認
調査対象地及びその周辺地域の現況写真	現地調査時に撮影(令和3年2月10日)

(3) 調査結果概要

①登記簿等による土地利用履歴調査

調査対象地の登記簿等による調査結果は以下のとおりである。

<光が丘三丁目 5623 番 3 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5623 番	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5672 番 1、5673 番 1~4、5674 番 1~3、5675 番 1~4、5676 番 1、2、5677 番、5678 番、5682 番、5683 番を合筆	
		昭和 42 年 9 月 26 日	5623 番 1、2~9 に分筆	
	5623 番 3	5623 番から分筆		
	昭和 43 年 12 月 20 日	5623 番 3、10、11、12、13 に分筆		

<光が丘三丁目 5623 番 5 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5623 番	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5672 番 1、5673 番 1~4、5674 番 1~3、5675 番 1~4、5676 番 1、2、5677 番、5678 番、5682 番、5683 番を合筆	
		昭和 42 年 9 月 26 日	5623 番 1、2~9 に分筆	
	5623 番 5	5623 番から分筆		
	昭和 49 年 2 月 14 日	5623 番 5、5623 番 54 に分筆		

<光が丘三丁目 5623 番 6 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5623 番	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5672 番 1、5673 番 1~4、5674 番 1~3、5675 番 1~4、5676 番 1、2、5677 番、5678 番、5682 番、5683 番を合筆	
	昭和 42 年 9 月 26 日	5623 番 1、2~9 に分筆		
5623 番 6		5623 番から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5623 番 3、5、6 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 2 月 21 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5623 番は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑又は山林であることを確認している。

<光が丘三丁目 5623 番 76 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5623 番 55	昭和 49 年 2 月 19 日	所有権保存	宅地
		昭和 49 年 3 月 26 日	5623 番 55、56～76 に分筆	
	5623 番 76		5623 番 55 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5623 番 76 土地は、上記のとおり、昭和 49 年 2 月 19 日の所有権保存登記から始まっており、宅地以前の地目まで遡ることができなかった。

<光が丘三丁目 5632 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5632 番	—	—	山林
		昭和 42 年 4 月 20 日	地目変更	宅地
	5632 番 4	昭和 42 年 9 月 26 日	5632 番 1、2～5 に分筆	
		昭和 43 年 12 月 5 日	5632 番 4、6 に分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5632 番 4 土地は、上記変遷のとおり、昭和 42 年 4 月 20 日まで遡ることにより、地目が山林であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5632 番 9 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5632 番 7	昭和 49 年 2 月 19 日	所有権保存	宅地
		昭和 49 年 3 月 26 日	5632 番 7、8～11 に分筆	
	5632 番 9		5632 番 7 から分筆	

<光が丘三丁目 5632 番 11 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5632 番 7	昭和 49 年 2 月 19 日	所有権保存	宅地
		昭和 49 年 3 月 26 日	5632 番 7、8～11 に分筆	
	5632 番 11		5632 番 7 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5632 番 9、11 土地は、上記のとおり、昭和 49 年 2 月 19 日の所有権保存登記から始まっており、宅地以前の地目まで遡ることができなかった。

<光が丘三丁目 5633 番 9 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5633 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5633 番 2～5、5641 番 1、2 を合筆	
		昭和 42 年 9 月 26 日	5633 番 1、7～11 に分筆	
	5633 番 9		5633 番 1 から分筆	

<光が丘三丁目 5633 番 10 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5633 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5633 番 2～5、5641 番 1、2 を合筆	
		昭和 42 年 9 月 26 日	5633 番 1、7～11 に分筆	
	5633 番 10		5633 番 1 から分筆	

<光が丘三丁目 5633 番 11 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5633 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5633 番 2～5、5641 番 1、2 を合筆	
		昭和 42 年 9 月 26 日	5633 番 1、7～11 に分筆	
	5633 番 11		5633 番 1 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5633 番 9～11 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 2 月 21 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5633 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番

においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑又は山林であることを確認している。

<光が丘三丁目 5633 番 14 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5633 番 12	昭和 49 年 2 月 19 日	所有権保存	宅地
		昭和 49 年 3 月 26 日	5633 番 12、13、14 に分筆	
	5633 番 14		5633 番 12 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5633 番 14 土地は、上記のとおり、昭和 49 年 2 月 19 日の所有権保存登記から始まっており、宅地以前の地目まで遡ることができなかった。

<光が丘三丁目 5634 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5634 番 2	—	—	山林
		昭和 42 年 4 月 20 日	地目変更	宅地
		昭和 49 年 9 月 26 日	5634 番 2、4、5 に分筆	
	5634 番 4		5634 番 2 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5634 番 4 土地は、上記のとおり、昭和 42 年 4 月 20 日まで遡ることにより、地目が山林であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5635 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5635 番 2	—	—	畑
		昭和 42 年 4 月 20 日	地目変更	宅地
		昭和 42 年 9 月 26 日	5635 番 2、3、4 に分筆	
	5635 番 4		5635 番 2 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5635 番 4 土地は、上記のとおり、昭和 42 年 4 月 20 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。



<光が丘三丁目 5635 番 7 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5635 番 7	昭和 52 年 6 月 3 日	所有権保存	宅地

本事業の対象となる光が丘三丁目 5635 番 7 土地は、上記のとおり、昭和 52 年 6 月 3 日の所有権保存登記から始まっており、宅地以前の地目まで遡ることができなかった。

<光が丘三丁目 5642 番 7 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5642 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5642 番 3、5643 番 1～3 を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
	5642 番 7	昭和 42 年 9 月 26 日	5642 番 1、5～8 に分筆 5642 番 1 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5642 番 7 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 9 月 28 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5642 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑であることを確認している。

<光が丘三丁目 5642 番 11 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5642 番 9	昭和 49 年 2 月 19 日	所有権保存	宅地
		昭和 49 年 3 月 26 日	5642 番 9、10、11 に分筆	
	5642 番 11		5642 番 9 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5642 番 11 土地は、上記のとおり、昭和 49 年 2 月 19 日の所有権保存登記から始まっており、宅地以前の地目まで遡ることができなかった。

<光が丘三丁目 5645 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5645 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5646 番 1、5647 番 1、5648 番 1、 5649 番 3、5650 番 3 を合筆	
	昭和 42 年 8 月 22 日	5645 番 1、4、5 に分筆		
5645 番 4		5645 番 1 から分筆		

<光が丘三丁目 5645 番 5 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5645 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 2 月 21 日	地目変更	宅地
		昭和 41 年 3 月 31 日	5646 番 1、5647 番 1、5648 番 1、 5649 番 3、5650 番 3 を合筆	
	昭和 42 年 8 月 22 日	5645 番 1、4、5 に分筆		
5645 番 5		5645 番 1 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5645 番 4 及び 5645 番 5 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 2 月 21 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5645 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑であることを確認している（5649 番 3 及び 5650 番 3 は法務局において閉鎖登記簿謄本等が保存されていない）。

<光が丘三丁目 5671 番 7 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5671 番 5	昭和 37 年 7 月 1 日	登録地成	公衆用道路
		昭和 44 年 1 月 20 日	地目変更	宅地
	5671 番 7		5671 番 5、6～13 に分筆 5671 番 5 から分筆	

本事業の対象となる光が丘三丁目 5671 番 7 土地は、上記のとおり、昭和 44 年 1 月 20 日まで遡ることにより、地目が公衆用道路であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5685 番 8 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5685 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5685 番 3、4、5686 番 1～4、5687 番 1～4、5688 番 1、2、4、5、5689 番 1～6 を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
	昭和 42 年 8 月 22 日	5685 番 1、6、7、8、9、10、11 に分筆		
5685 番 8		5685 番 1 から分筆		

<光が丘三丁目 5685 番 9 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5685 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5685 番 3、4、5686 番 1～4、5687 番 1～4、5688 番 1、2、4、5、5689 番 1～6 を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
	昭和 42 年 8 月 22 日	5685 番 1、6、7、8、9、10、11 に分筆		
5685 番 9		5685 番 1 から分筆		

<光が丘三丁目 5685 番 10 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5685 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5685 番 3、4、5686 番 1～4、5687 番 1～4、5688 番 1、2、4、5、5689 番 1～6 を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
	昭和 42 年 8 月 22 日	5685 番 1、6、7、8、9、10、11 に分筆		
5685 番 10		5685 番 1 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5685 番 8～10 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 9 月 28 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5685 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑であることを確認している。

<光が丘三丁目 5688 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5688 番 3	—	—	畑
		昭和 42 年 4 月 20 日	地目変更	宅地
		昭和 42 年 8 月 22 日	5688 番 3、4、5 に分筆	
	5688 番 4	5688 番 3 から分筆		

<光が丘三丁目 5688 番 5 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5688 番 3	—	—	畑
		昭和 42 年 4 月 20 日	地目変更	宅地
		昭和 42 年 8 月 22 日	5688 番 3、4、5 に分筆	
	5688 番 5	5688 番 3 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5688 番 4 及び 5688 番 5 土地は、上記のとおり、昭和 42 年 4 月 20 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5689 番 7 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5689 番 7	昭和 37 年 7 月 1 日	登録地成	公衆用道路
		昭和 46 年 10 月 18 日	地目変更	宅地
			5689 番 7、9～11 に分筆	

<光が丘三丁目 5689 番 11 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5689 番 7	昭和 37 年 7 月 1 日	登録地成	公衆用道路
		昭和 46 年 10 月 18 日	地目変更	宅地
			5689 番 7、9～11 に分筆	
	5689 番 11	5689 番 7 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5689 番 7 及び 5689 番 11 土地は、上記のとおり、昭和 46 年 10 月 18 日まで遡ることにより、地目が公衆用道路であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5689 番 8 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5689 番 8	昭和 37 年 7 月 1 日	登録地成	公衆用道路
		昭和 46 年 10 月 18 日	地目変更	宅地
5689 番 8、12、13 に分筆				

<光が丘三丁目 5689 番 13 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5689 番 8	昭和 37 年 7 月 1 日	登録地成	公衆用道路
		昭和 46 年 10 月 18 日	地目変更	宅地
	5689 番 8、12、13 に分筆			
5689 番 13	5689 番 8 から分筆			

本事業の対象となる光が丘三丁目 5689 番 8 及び 5689 番 13 土地は、上記のとおり、昭和 46 年 10 月 18 日まで遡ることにより、地目が公衆用道路であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5691 番 2 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5691 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5691 番 2、3、5693 番を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	
	5691 番 2	昭和 42 年 8 月 22 日	5691 番 1、2、3、4 に分筆	宅地
5691 番 1 から分筆				

<光が丘三丁目 5691 番 3 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5691 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5691 番 2、3、5693 番を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	
	5691 番 3	昭和 42 年 8 月 22 日	5691 番 1、2、3、4 に分筆	宅地
5691 番 1 から分筆				

本事業の対象となる光が丘三丁目 5691 番 2 及び 5691 番 3 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 9 月 28 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5691 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が山林又は畑であることを確認している。

<光が丘三丁目 5691 番 6 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5691 番 6	昭和 49 年 11 月 15 日	所有権保存	雑種地

本事業の対象となる光が丘三丁目 5691 番 6 土地は、上記のとおり、地目が雑種地であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5695 番 41 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5695 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 3 月 31 日	5695 番 2~4、5696 番 1、2、4、5718 番 1、4、5719 番 1、4、5720 番 1、4、6、9 を合筆	
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
		昭和 42 年 4 月 14 日	5695 番 1、11~40 に分筆	
	昭和 42 年 8 月 22 日	5695 番 1、41 に分筆		
5695 番 41		5695 番 1 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5695 番 41 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 9 月 28 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5695 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑であることを確認している。

<光が丘三丁目 5695 番 50 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5695 番 50	昭和 45 年 10 月 3 日	5695 番 42 から分筆	畑
		昭和 47 年 6 月 20 日	地目変更	宅地

本事業の対象となる光が丘三丁目 5695 番 50 土地は、上記のとおり、昭和 47 年 6 月 20 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

<光が丘三丁目 5697 番 59 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5697 番 1	—	—	畑
		昭和 41 年 9 月 28 日	地目変更	宅地
		昭和 42 年 2 月 8 日	5697 番 2、5698～5701 番、5710～5716 番、5717 番 2 を合筆	
		昭和 42 年 4 月 14 日	5697 番 1、2～58 に分筆	
	昭和 42 年 9 月 26 日	5697 番 1、59～62 に分筆		
5697 番 59		5697 番 1 から分筆		

本事業の対象となる光が丘三丁目 5697 番 59 土地は、上記のとおり、昭和 41 年 9 月 28 日まで遡ることにより、地目が畑であることが確認できた。

なお、元番である 5697 番 1 は昭和 41 年 3 月 31 日に複数土地を合筆しているが、当該合筆地番においても合筆時点まで遡ることにより、地目が畑であることを確認している。

<光が丘三丁目 5720 番 10 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
光が丘 三丁目	5720 番 10	昭和 37 年 7 月 10 日	所有権保存	公衆用道路
		昭和 42 年 6 月 9 日	5270 番 10、12～30 に分筆	
		昭和 42 年 6 月 19 日	地目変更	宅地

本事業の対象となる光が丘三丁目 5720 番 10 土地は、上記のとおり、昭和 42 年 6 月 19 日まで遡ることにより、地目が公衆用道路であることが確認できた。

## ②地図、航空写真による土地利用履歴調査

旧地形図、旧住宅地図及び航空写真による調査対象地の土地利用履歴の調査結果は下表のとおりである。調査対象地及びその周辺地域は、1960年初頭までは概ね畑、山林として利用されていたこと、昭和43年以降、現在に至るまで調査対象地は公営住宅（県営上溝団地）の敷地として利用されていることを旧住宅地図（昭和46年～）、旧地形図（大正10年～）航空写真（昭和11年～）により確認した。

年代	根拠資料		調査対象地土地利用状況
1920年代	旧地形図	1921年（大正10年）	畑、山林
1930年代	航空写真	1936年（昭和11年）	
1940年代	航空写真	1942年（昭和17年）	
	旧地形図	1948年（昭和23年）	
	航空写真	1947年（昭和22年）	
1950年代	旧地形図	1953年（昭和28年）	
	航空写真	1956年（昭和31年）	
1960年代	航空写真	1964年（昭和39年）7月	造成中
	航空写真	1965年（昭和40年）11月	
	航空写真	1968年（昭和43年）5月	
1970年代	航空写真	1971年（昭和46年）4月	公営住宅
	旧住宅地図	1971年（昭和46年）	
	航空写真	1975年（昭和50年）1月	
	旧地形図	1979年（昭和54年）	
1980年代	旧住宅地図	1981年（昭和56年）	
	航空写真	1984年（昭和59年）	
	旧地形図	1989年（平成元年）	
1990年代	旧住宅地図	1991年（平成3年）	
	旧地形図	1995年（平成7年）	
	航空写真	1997年（平成9年）	
2000年代	旧住宅地図	2000年（平成12年）	
	航空写真	2005年（平成17年）	
2010年代	航空写真	2019年（平成31年）	
	住宅地図	2019年（平成31年）	



### ③現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況の調査

#### a) 調査対象地の土地利用状況

現在、調査対象地は上溝団地として利用されている。

#### 調査対象地の現在の土地利用状況



① (左手前から上溝保育園、2-1、2-2 等)



② (左手前から 1-1、1-4 等)



③ (右手前から 3-19、3-12 等)



④ (左手前 : 3-1、右手前 : 1-9)



⑤ (左側 : 3-19、右側 : 7 号棟)



⑥ (右側から 9-1、9-4 等)



⑦ (右手前から集会所、7号棟)



⑧ (左手前から 9-20、9-15 等)



⑨ (左側：里見公園、右側：11-2 等)



⑩ (中央：10-1)

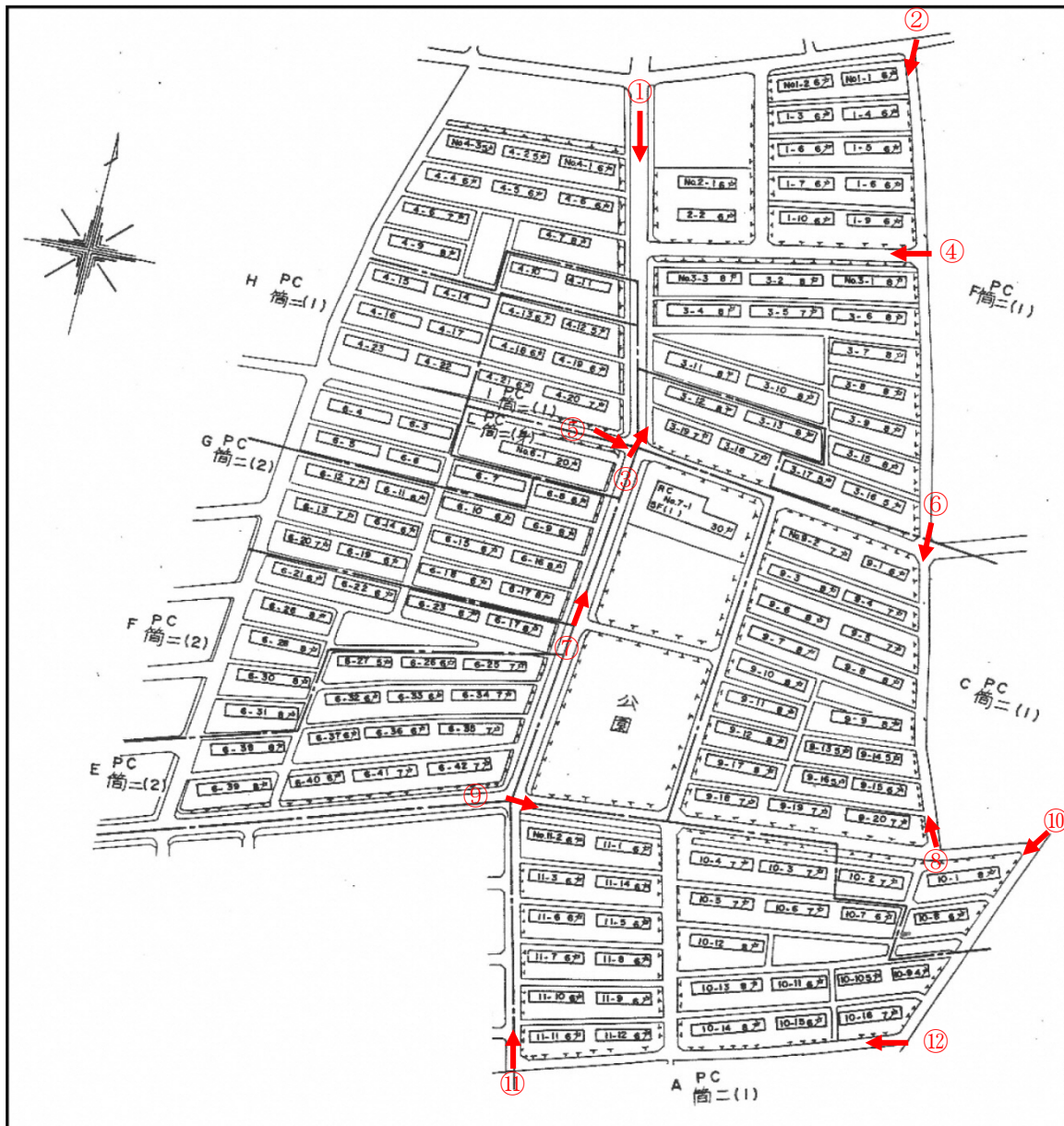


⑪ (右手前から 11-11、11-10 等)



⑫ (右手前から 10-16、10-15 等)

【写真撮影位置】



b) 周辺の土地利用状況

調査対象地の北側、東側、南側の周囲には市道を挟んで戸建住宅が、西側には市道を挟んで県営住宅等が存する。

①有害物質使用特定施設の設置や、管理有害物質の使用履歴等の調査

土壤汚染対策法に規定する要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定、並びに、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び下水道法の特定施設の届出はなされておらず、土壤汚染対策法施行後において、調査対象地に土壤汚染を生じさせるおそれがあると思われる施設が存在したことも確認されなかった。

## ②土地利用履歴調査結果まとめ

調査対象地は、①登記簿等による土地利用履歴調査、②地図、航空写真による土地利用履歴調査及び③現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況調査の各調査結果より、昭和 42～46 年頃より現在に至るまで県営上溝団地の敷地として利用されてきており、それ以前は造成期間中を除き、概ね畑及び山林であったと判断される。

したがって、上記調査結果より、調査対象地は、昭和 42～46 年頃より県営上溝団地として利用されてきており、かつ、調査対象地については、土壤汚染対策法に規定する要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定、並びに、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び下水道法の特定施設の届出はなされておらず、調査対象地に土壤汚染を生じさせるおそれがあると思われる施設が存在した履歴はないものと考えられる。

#### 4. 地形・地質調査及び活断層調査

##### (1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
調査対象地周辺の地形・地質概要	調査対象地周辺の地形・地質に関する資料（地形分類図、表層地質図）を収集・閲覧し、地形・地質に関する概況調査を行う。
調査対象地周辺の活断層	調査対象地周辺の活断層に関する資料を収集・閲覧し、地形・地質に関する概況調査を行う。

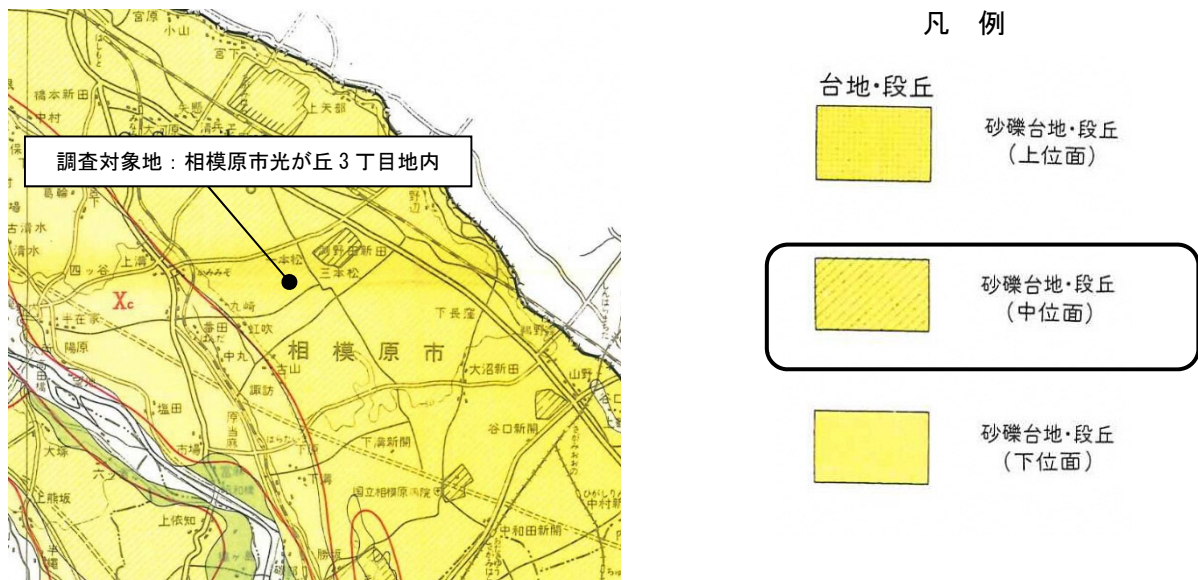
##### (2) 調査資料

調査資料	資料名
地形分類図、表層地質図	土地分類図（神奈川県）1975年 国土庁土地局
活断層関連資料	相模原市危機管理課「防災アセスメント調査（概要版）」

##### (3) 調査結果概要

###### ① 地形概要

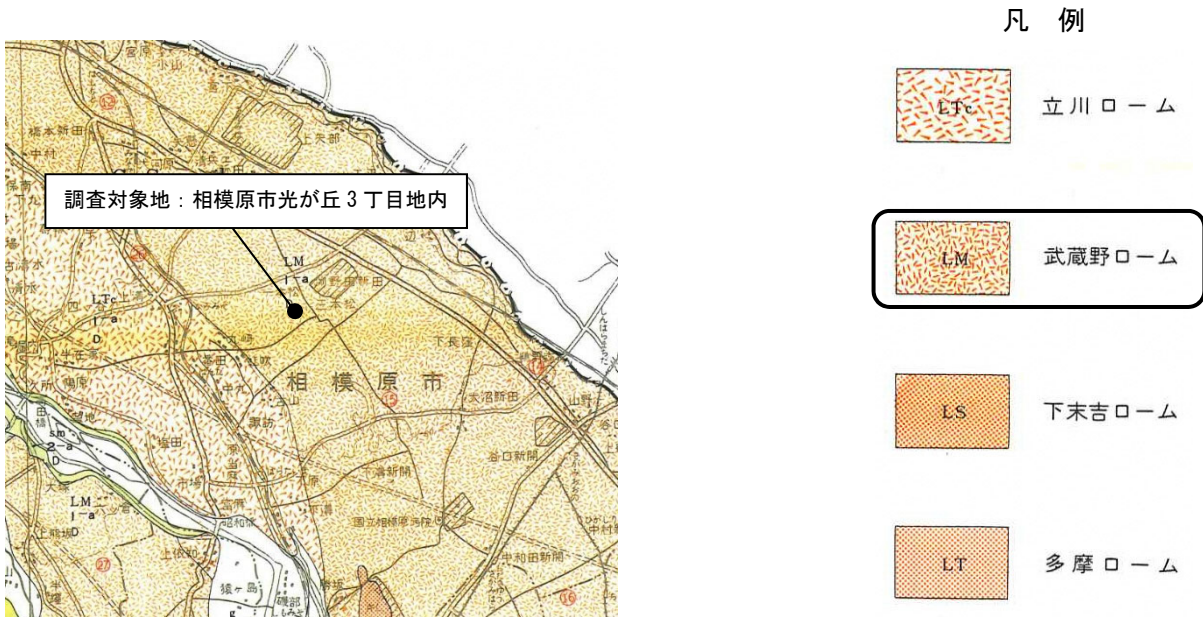
下図に示されるとおり、調査対象地の地形地域区分は「相模原台地」に属しており、砂礫台地・段丘（中位）におおよそ位置する。



資料出典：土地分類図（神奈川県）1975年 国土庁土地局

## ②地質概要

下図に示されるとおり、調査対象地の表層地質は、「武蔵野ローム」から形成され、箱根火山東麓のローム層である。



資料出典：土地分類図（神奈川県）1975年 国土庁土地局

### ③活断層位置概要

平成 26 年 5 月に相模原市危機管理課が発表した「防災アセスメント調査」によると、相模原市周辺において地震を引き起こす可能性のある活断層については、神奈川県及び国（地震調査研究推進本部）で調査がすすめられており、その結果、下表のとおりの評価結果となっている。

相模原市周辺で注意すべき活断層の評価

断層名	活断層の評価
立川断層帯	平均活動間隔は約 1 万～1 万 5 千年、最新の地震は 1 万 3 千年前～2 万年前。今後 30 年間に地震が発生する可能性はわが国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
伊勢原断層	平均活動間隔は 4 千年～6 千年程度で、地震発生の可能性は低い。
渋沢断層・秦野断層	平均活動間隔は不明だが、約 1 万 7 千年前に活動しており、今後も活動する可能性あり。神縄・国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性もある。
神縄・国府津－松田断層帯	平均活動間隔は 8 百～1 千 3 百年程度であり、最新の地震は 12 世紀～14 世紀前半に発生していたと考えられ、今後 30 年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する。
三浦半島断層群	詳細は不明であるが、今後 30 年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する。

また、関東地方の地質構造、活断層の分布、地震の発生状況等の調査結果から、相模原市に被害を及ぼすおそれのある地震は次表のとおりである。

中央防災会議（2013）の検討結果によれば、南関東直下の地震は、いずれの地域で発生するかは不明であるが、浅い場所で起こる地震はモーメントマグニチュード 6.8（マグニチュード 7.1 程度）の地震が 5km 以上の深さで発生する可能性がある。また、フィリピン海プレート上面で発生する地震については、そこで発生した大正関東地震から十分なひずみが蓄積される期間がたっていないため、南関東地域での発生の可能性は考えていない。

フィリピン海プレート内で発生する地震については、大規模な地震が発生する可能性は 15km よりも浅い場所やプレートが十分な厚さを持たない場所では発生する可能性がないものと考え、東京都から埼玉・茨城県にかけての直下でモーメントマグニチュード 7.3 の地震が発生する可能性があるものとしている。

駿河湾で発生することが懸念されている東海地震及び駿河湾から四国沖にかけて発生する可能性がある南海トラフの地震は、切迫性があるものとして、国の観測態勢が強められているが、本市域では震度 6 弱には達しないものと予測される。

また、神縄・国府津－松田断層は中央防災会議（2013）の検討結果によれば、大正関東地震などの関東地震タイプの分岐断層として、検討対象から除外している。

### 相模原市に影響を及ぼす地震

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等	相模原市への影響
活断層による直下型地震	神縄・国府津一松田断層帯	マグニチュード7.5程度現在を含む数百年以内に発生する可能性がある。 相模トラフの地震の分岐。	相模トラフの地震に含まれる
プレート境界の海溝型の地震	相模トラフ(1923年大正関東地震の再来)	マグニチュード8程度百数十年後(大正関東地震の再来)	百年以上後に、震度6強程度
	駿河トラフ(東海地震)、南海トラフ	マグニチュード8~9程度切迫性がある。	近い将来、震度5強程度
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度ある程度の切迫性がある。	北関東で発生する可能性
	海側プレート内部		東京都以北で発生する可能性
	地表から浅い場所		どこで起こるかかわからないが直下でおこれば震度6強程度

なお、「防災アセスメント調査」の地域災害危険性調査によると、下表の3つの地震を想定地震としており、調査対象地が属する光が丘小学校区における想定地震の総合評価は、東部直下地震では、大きな揺れとなり、液状化の危険性はないが、建物倒壊及び火災延焼の危険性が高い。西部直下地震では、大きな揺れ(震度6弱以上、以下同じ)となるが、液状化の危険性はなく、建物倒壊、火災延焼の危険性は低い。大正関東タイプ地震では、大きな揺れとなり、建物倒壊の危険性は高いが、液状化の危険性はなく、火災延焼の危険性は低いと評価されている。

### 相模原市における想定地震

東部直下地震	相模原市の東部地域直下の地震(M7.1、Mw6.8)
西部直下地震	相模原市の西部地域直下の地震(M7.1、Mw6.8)
大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するM8クラスの海溝型地震(Mw8.3)

M: 気象庁マグニチュード、Mw: モーメントマグニチュード



## 5. 浸水実績等状況調査

### (1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
公表資料による浸水実績等の調査	調査対象地周辺の浸水状況に関する資料（浸水実績図、洪水浸水想定区域図に準ずる資料等）を収集・閲覧し、過去の浸水実績や想定される浸水区域に関する概況調査を行う。

### (2) 調査資料

調査資料	資料名
浸水実績等関連資料	相模原市危機管理課「地区別防災カルテ」
浸水想定区域等関連資料	相模原市危機管理課及び下水道経営課「浸水（内水）ハザードマップ」

### (3) 調査結果概要

#### ①浸水履歴による調査

相模原市危機管理課「地区別防災カルテ」に基づき、調査対象地（光が丘小学校区）において、平成 26 年時点の浸水履歴により浸水被害がないことを確認した。

#### ②浸水想定区域図等による調査

過去に記録した 1 時間に 96.5mm（平成 20 年）と同じ降雨が市域全域に同時に降った場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定した区域（浸水想定区域）を記載した「浸水（内水）ハザードマップ」により、調査対象地は下図黄色で図示された箇所において、浸水深が 0.2m 以上 0.5m 未満（大人のひざまで浸かる程度）の浸水想定区域に指定されている。

「浸水（内水）ハザードマップ」より調査対象地を抜粋

